

訪問介護等サービス提供体制確保支援事業に関するQ & A

Q 1 令和7年度に事業を実施する場合、実際の事業期間はいつからいつまでになるのか。

A 1 令和7年度分の事業実施期間は、令和7年5月1日から令和8年2月末までとなります。なお、事業所からの支払いが終わるまでが事業実施期間となりますので、ご注意ください。

Q 2 補助金が事業所に交付されるのは、いつになるのか。

A 2 補助事業が完了し、事業所からの実績報告書を県が受理した後、概ね2週間程度で指定した口座に補助金を支払います。ただし、実績報告書の内容に不備があった場合を除きます。

Q 3 他の補助金との併用は可能か。

A 3 原則として、国や県が行う補助金と併用することはできません。市町村が実施する他の補助金との併用は可能ですが、その場合、市町村からの補助金の交付決定通知書の写しを提出いただきます。

Q 4 人材確保体制構築支援事業と経営改善支援事業の複数メニューを実施することは可能か。その場合の補助上限額の考え方はどのようになるのか。

A 4 複数メニューを実施することは可能です。ただし、それぞれのメニュー毎の補助上限額以内、かつ事業所全体で40万円を上限として補助金を支払います。上限額を超える部分については、各事業所の自己負担となります。

Q 5 人材確保体制構築支援事業の「経験年数が短いホームヘルパーの同行支援」について、経験年数が短いとは何年までが対象となるのか。

A 5 原則として、訪問介護員として勤務した経験年数が1年未満の方を対象とします。ただし、以下のような場合は経験年数が1年を超える場合も対象とします。

- ・他の事業所等で訪問介護員としていた経験があるが、1年以上のブランクが空いている場合。
- ・外国人の方が訪問介護員として勤務する場合。

Q 6 同行支援に要した経費はどのように算出するのか。

A 6 同行訪問に要した時間に応じて、30分未満の場合は3,500円、30分以上は5,000円の基準額を実支出額として算出するものとします。

対象者に応じて同行訪問が必要な回数は、事業所が適切に判断するものとします。

Q 7 人材確保体制構築支援事業の「研修体制の構築の支援」について、別団体等が実施する研修会に職員を参加させ、その費用を事業所が負担する場合も対象となるのか。

A 7 事業所が主体的に研修を開催する場合及び外部の研修に参加する場合も、いずれも補助対象となります。

Q 8 経営改善支援事業の「登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援」について、常勤化とは具体的な勤務条件はあるのか。

A 8 各事業所の就業規則で常勤職員として規定されていることが基本となり、社会保険に加入することが必須条件となる。

Q 9 経営改善支援事業の「登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援」について、対象経費の例として、登録ヘルパー等の離職に伴い、新たに常勤のホームヘルパーを雇用する際に生じる賃金等の差額の経費とあるが、差額をどのように証明するのか。

A 9 離職した登録ヘルパー等に対して支給していた賃金実績と、新たに雇用した常勤のホームヘルパーに支給した賃金実績を台帳の写し等で確認をします。

なお、離職から新たに常勤のホームヘルパーを雇用するまでの期間は、6 か月以内とします。

Q 10 経営改善支援事業の「経営改善の支援」について、各種加算の新規取得のため、臨時職員を雇用し、委託せずに直営で実施する場合は対象となるのか。

A 10 直営で実施する場合も対象となりますが、新たに臨時職員を雇用する場合に対象とし、既存の職員に賃金等に充てるのは対象外とします。

なお、各種加算の新規取得については、実績報告時に確認させていただきます。

Q 11 人材確保体制構築支援事業の「採用活動の支援」について、人材紹介会社等に対して支払う紹介料は対象となるのか。

A 11 本補助金では、人材紹介会社に対して支払う紹介料は補助対象となりません。

Q 12 人材確保体制構築支援事業の「経験年数が短いホームヘルパーの同行支援」について、乗降介助の同行も対象となるのか。

A 12 乗降介助も対象となるが、単に運転業務を行う場合には対象とならない。

Q 13 人材確保体制構築支援事業の「研修体制の構築の支援」について、WEB研修参加のためにパソコンを購入する費用は補助対象となるのか。

A 13 パソコンは、様々な業務に汎用的に利用できることとなるため、対象となりません。

Q14 「経験年数が短いホームヘルパーの同行支援」の対象に、自法人内の訪問介護以外で勤務していた者が、異動で初めて訪問介護を行う場合も含まれるか。

A14 異動により初めて訪問介護を行う場合も対象となる。

Q15 人材確保体制構築支援事業の「研修体制の構築の支援」について、研修を実施する際の調理用の食材費や書籍代は対象となるか。

A15 研修の実施に要する費用は対象となる。

Q16 経営改善支援事業の「介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援」について、地元新聞等への求人広告掲載料は対象となるのか。

A16 求人広告掲載料は対象となる。